

報告第1号 監査報告書

報告第1号

監査報告書

定款第24条第1項の規定により、本土地改良区の令和6年度中間監査を執行したので、その内容及び結果を下記のとおり報告します。

令和6年12月20日

海部土地改良区 理事 中野 治美 殿

総括監事

渡邊 好雄



監事

杉村 義仁



監事

丹羽 美喜夫



記

定期監査

- 1 監査日及び場所
- 2 監査事項及び結果

令和6年12月20日 海部土地改良区会館

令和6年度を対象年度（令和6年4月1日から令和6年11月30日）とし、監事監査簿に基づいて監査したところ、業務運営、事業及び会計経理に関する事項は、適正に処理されている。

報告第2号

理事会で決定された事項及びその他報告事項について

理事会決定事項	1	育児・介護休業に関する規程の制定について	(45)
	2	職員の服務に関する規程の一部改正について	(84)
	3	給与に関する規程の一部改正について	(87)
	4	請負工事入札（見積）執行調書の承認について	(88)
	5	参事の選任について	(90)
	6	令和7年度配水計画について	(91)
その他報告事項	1	現金及び預金残高と現金預金出納帳の残高との照合結果について	(92)

育児・介護休業に関する規程の制定について

育児・介護休業に関する規程

海 部 土 地 改 良 区

育児・介護休業に関する規程

(趣 旨)

第1条 本規程は、職員の服務に関する規程（以下「職員服務規程」という。）第14条の2に基づき、育児・介護休業に関する事項について定めるものである。

(育児休業の対象者)

第2条 育児のために休業することを希望する職員であつて、1歳に満たない子と同居し、養育する者は、本規程に定めるところにより育児休業をすることができる。ただし、雇用契約期間の定めのある者で、申出時点において、子が1歳6か月（第3条第5、6項の申出にあつては2歳）に達するまでに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでない者に限り、育児休業をすることができる。

2 前項にかかわらず、次の各号に該当する者からの休業の申出は拒むことができる。

(1) 継続勤務期間が1年未満の者

(2) 申出の日から1年（第3条第3、4、5、6項の申出にあつては6か月）以内に雇用関係が終了することが明らかな者

(3) 週の所定労働日数が2日以下の者

(育児休業の期間)

第3条 職員は、子が満1歳に達する日（誕生日の前日）までを限度として、その申出による期間、育児休業を取得することができる。

2 配偶者が職員と同じ日から又は職員より先に育児休業または出生時育児休業をしている場合、職員は、子が1歳2か月に達するまでの間で、誕生日以後の産前・産後休業期間と育児休業期間及び出生時育児休業期間との合計が1年を限度として育児休業をすることができる。

3 次のいずれにも該当する職員は、子が1歳6か月に達するまでの間で必要な日数について育児休業をすることができる。なお、育児休業を開始しようとする日は、原則として子の1歳の誕生日に限るものとする。ただし、配偶者が育児・介護休業法第5条第3項（本規程第3条第3項をいう。）に基づく休業を子の1歳の誕生日から開始する場合は、配偶者の育児休業終了予定日の翌日以前の日を開始日とすることができる。

(1) 職員または配偶者が原則として子の1歳の誕生日の前日に育児休業をしていること

(2) 次のいずれかの事情があること

ア 保育所等に入所を希望しているが、入所できない場合

イ 職員の配偶者であって育児休業の対象となる子の親であり、1歳以降育児に当たる予定であった者が、死亡、負傷、疾病等の事情により子を養育することが困難になった場合

ウ 子の1歳の誕生日以降に本項の休業をしたことがないこと

- 4 前項にかかわらず、産前・産後休業、出生時育児休業、介護休業又は新たな育児休業が始まったことにより第2条第1項に基づく休業（配偶者の死亡等特別な事情による3回目以降の休業を含む）が終了し、終了事由である産前・産後休業等に係る子または介護休業に係る対象家族が死亡等した職員は、子が1歳6か月に達するまでの間で必要な日数について育児休業をすることができる。

- 5 次のいずれにも該当する職員は、子が2歳に達するまでの間で必要な日数について育児休業をすることができる。なお、育児休業を開始しようとする日は、原則として子の1歳6か月の誕生日応当日に限るものとする。ただし、配偶者が育児・介護休業法第5条第4項（本規程第3条第5項をいう。）に基づく休業を子の1歳6か月の誕生日応当日から開始する場合は、配偶者の育児休業終了予定日の翌日以前の日を開始日とすることができる。

(1) 職員または配偶者が原則として子の1歳6か月の誕生日応当日の前日に育児休業をしていること

(2) 次のいずれかの事情があること

ア 保育所等に入所を希望しているが、入所できない場合

イ 職員の配偶者であって育児休業の対象となる子の親であり、1歳6か月以降育児に当たる予定であった者が、死亡、負傷、疾病等の事情により子を養育することが困難になった場合

ウ 子の1歳6か月の誕生日応当日以降に本項の休業をしたことがないこと

- 6 前項にかかわらず、産前・産後休業、出生時育児休業、介護休業又は新たな育児休業が始まったことにより第2条第1項、第3条第3項又は第4項に基づく育児休業が終了し、終了事由である産前・産後休業等に係る子又は介護休業に係る対象家族が死亡等した職員は、子が2歳に達するまでの間で必要な日数について育児休業をすることができる。

（育児休業の申出）

第4条 育児休業をすることを希望する職員は、育児休業を開始しようとする日（以下「育児休業開始予定日」という。）の1か月前までに育児休業申出書を理事長に提出すること

により申し出るものとする。

- 2 前条第3項の取得を希望する職員は、子の1歳の誕生日の2週間前までに再度、育児休業申出書によってその旨理事長に申し出なければならない。
- 3 前条第5項の取得を希望する職員は、子の1歳6か月の誕生日当日の2週間前までに再度、育児休業申出書によってその旨理事長に申し出なければならない。
- 4 前条第1項に基づく休業の申出は、配偶者の死亡等特別の事情がある場合を除き、一子（双子以上の場合もこれを一子とみなす。以下同じ。）につき2回までとする。
- 5 前条第3項または第4項に基づく休業の申出は、次に該当する場合を除き、一子につき1回限りとする。

(1) 産前・産後休業、出生時育児休業、介護休業又は新たな育児休業が始まったことにより前条第3項または第4項に基づく育児休業が終了したが、終了事由である産前・産後休業等に係る子又は介護休業に係る対象家族が死亡等した場合

- 6 前条第5項または第6項に基づく休業の申出は、次に該当する場合を除き、一子につき1回限りとする。

(1) 産前・産後休業、出生時育児休業、介護休業又は新たな育児休業が始まったことにより前条第5項または第6項に基づく育児休業が終了したが、終了事由である産前・産後休業等に係る子又は介護休業に係る対象家族が死亡等した場合

- 7 理事長は、育児休業申出書を受け取るにあたり、必要最小限度の各種証明書の提出を求めることがある。
- 8 申出の日後に申出に係る子が出生したときは、申出者は出生後2週間以内に育児休業対象児出生届を提出しなければならない。

（育児休業期間の変更）

第5条 職員は、第3条第1項に該当する場合には、休業1回につき1回に限り、休業開始予定日を当初の申出より前の日に変更することができる。

- 2 職員は、第3条第1項に該当する場合には、休業1回につき1回に限り、休業終了予定日を当初の申出より後の日に変更することができる。

- 3 第3条第3項に該当する場合には、第3条第1項に基づく休業とは別に、子が1歳から1歳6か月に達するまでの期間内で、1回、休業終了予定日を当初の申出より後の日に変更することができる。

- 4 第3条第5項に該当する場合には、第3条第1、3項に基づく休業とは別に、子が1歳6か月から2歳に達するまでの期間内で、1回、休業終了予定日を当初の申出より後

の日に変更することができる。

- 5 職員は、前各項による変更を希望する場合は、次の時期までに新たな休業開始予定日あるいは休業終了予定日を明記した育児休業期間変更申出書を理事長に提出しなければならない。

- (1) 第1項による変更の場合

当初の休業開始予定日の1週間前

- (2) 第2項による変更の場合

当初の休業終了予定日の1か月前

- (3) 第3項、第4項による変更の場合

第3条第3、5項申し出における当初の休業終了予定日の2週間前

(育児休業申出の撤回)

第6条 職員は、いったん育児休業の申出を行った後でも、育児休業開始予定日の前日までに、育児休業申出撤回届を提出することによりこれを撤回することができる。

- 2 第4条第1項に基づく休業の申出の撤回は、撤回1回につき1回休業したものとみなす。第4条第2項及び第3項に基づく休業の申出を撤回した者は、特別の事情がない限り同一の子については再度申出をすることができない。ただし、第4条第1項に基づく休業の申出を撤回した者であっても、同条第2項及び第3項に基づく休業の申出をすることができる。

- 3 育児休業開始予定日の前日までに、子の死亡等により育休申出者が休業申出に係る子を養育しないこととなった場合には、育児休業の申出はされなかったものとみなす。この場合において、申出者は、原則として当該事由が発生した日に、理事長にその旨を通知しなければならない。

(育児休業期間の終了)

第7条 職員が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、育児休業は終了するものとし、その終了日は当該各号に掲げる日とする。

- (1) 子の死亡等育児休業に係る子を養育しないこととなった場合は、当該事由が発生した日（なお、この場合において当該職員が出勤する日は、事由発生の日から2週間以内であって、理事長と当該職員が話し合いの上決定した日とする。）
- (2) 第3条第1項に基づく休業の場合は、子が1歳に達する日
- (3) 第3条第2項に基づく休業の場合は、出産日以後の産前・産後休業期間と育児休業期間及び出生時育児休業期間との合計が1年に達する日

- (4) 第3条第3項又は第4項に基づく休業の場合は、子が1歳6か月に達する日
- (5) 第3条第5項又は第6項に基づく休業の場合は、子が2歳に達する日
- (6) 育児休業中の職員について産前・産後休業、出生時育児休業、介護休業または新たな育児休業が開始されることになった場合は、その新たな育児休業開始日の前日

2 前項のいずれかの事由が生じた場合には、原則として当該事由が生じた日に、理事長にその旨を通知しなければならない。

(出生時育児休業の対象者)

第8条 育児のために休業することを希望する職員であって、産後休業をしておらず、子の誕生日又は出産予定日のいずれか遅い方から8週間以内の子と同居し、養育する者は、本規程に定めるところにより出生時育児休業をすることができる。ただし、雇用契約期間の定めのある者にあつては、申出時点において、子の誕生日または出産予定日のいずれか遅い方から8週間を経過する日の翌日から6か月を経過する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでない者に限り、出生時育児休業をすることができる。

2 前項にかかわらず、次の各号に該当する者からの休業の申し出は拒むことができる。

- (1) 継続勤務期間が1年未満の者
- (2) 申出の日から8週間以内に雇用関係が終了することが明らかな者
- (3) 週の所定労働日数が2日以下の者

(出生時育児休業の申出の手続等)

第9条 出生時育児休業をすることを希望する職員は、出生時育児休業を開始しようとする日(以下「出生時育児休業開始予定日」という。)の2週間前までに出生時育児休業申出書を理事長に提出することにより申し出るものとする。

2 前条第1項に基づく休業の申出は、一子につき2回まで休業期間を分割できる。ただし、2回に分割する場合は2回分まとめて申し出ることとし、まとめて申し出がされなかった場合は後の申出を拒むことができる。

3 理事長は、出生時育児休業申出書を受け取るにあたり、必要最小限度の各種証明書の提出を求めることがある。

4 申出の日後に申出に係る子が出生したときは、出生時育休申出者は、出生後2週間以内に出生時育児休業対象児出生届を提出しなければならない。

(出生時育児休業の申出の撤回等)

第10条 出生時育休申出者は、出生時育児休業開始予定日の前日までは、出生時育児休業申出撤回届を提出することにより、出生時育児休業の申出を撤回することができる。

2 第8条第1項に基づく休業の申出の撤回は、撤回1回につき1回休業したものとみなし、みなしを含め2回休業した場合は同一の子について再度申出をすることができない。

3 出生時育児休業開始予定日の前日までに、子の死亡等により出生時育休申出者が休業申出に係る子を養育しないこととなった場合には、出生時育児休業の申出はされなかったものとみなす。この場合において、申出者は原則として当該事由が発生した日に、理事長にその旨を通知しなければならない。

(出生時育児休業の期間等)

第11条 出生時育児休業の期間は、原則として、子の出生後8週間以内のうち4週間(28日)を限度として出生時育児休業申出書に記載された期間とする。

2 前項にかかわらず、育児・介護休業法の定めるところにより出生時育児休業開始予定日の指定を行うことができる。

3 職員は、出生時育児休業期間変更申出書により出生時育児休業開始予定日の1週間前までに申し出ることにより、出生時育児休業開始予定日の繰り上げ変更を休業1回につき1回、また、出生時育児休業を終了しようとする日(以下「出生時育児休業終了予定日」という。)の2週間前までに申し出ることにより、出生時育児休業終了予定日の繰り下げ変更を休業1回につき1回行うことができる。

4 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、出生時育児休業は終了するものとし、当該出生時育児休業の終了日は当該各号に掲げる日とする。

(1) 子の死亡等出生時育児休業に係る子を養育しないこととなった場合は、当該事由が発生した日(なお、この場合において当該職員が出勤する日は、事由発生の日から2週間以内であって、理事長と当該職員が話し合いの上決定した日とする。)

(2) 子の出生日の翌日または出産予定日の翌日のいずれか遅い方から8週間を経過する場合は、子の出生日の翌日又は出産予定日の翌日のいずれか遅い方から8週間を経過する日

(3) 子の出生日(出産予定日後に出生した場合は、出産予定日)以後に出生時育児休業の日数が28日に達した場合は、子の出生日(出産予定日後に出生した場合は、出産予定日)以後に出生時育児休業の日数が28日に達した日

- (4) 出生時育休申出者について、産前・産後休業、育児休業、介護休業又は新たな出生時育児休業期間が始まった場合は、産前・産後休業、育児休業、介護休業又は新たな出生時育児休業の開始日の前日

- 5 前項第1号の事由が生じた場合には、申出者は原則として当該事由が生じた日に、その旨を通知しなければならない。

(出生時育児休業中の就業)

第12条 出生時育児休業中に就業することを希望する職員は、出生時育児休業中の就業可能日等申出書を休業開始予定日の1週間前までに提出することとする。なお、1週間を切っても休業前日までは提出を受け付ける。

- 2 前項の申出があった場合は、申出の範囲内の就業日等を、出生時育児休業中の就業日等の提示についてにより提示する。就業日がない場合もその旨通知する。職員は提示された就業日等について、出生時育児休業中の就業日等の同意・不同意書を提出する。休業前日までに同意した場合に限り、休業中に就業することができる。

- 3 出生時育児休業中の就業に係る上限は、次のとおりとする。

(1) 就業日数の合計は、出生時育児休業期間の所定労働日数の半分以上（1日未満の端数は切り捨て）

(2) 就業日の労働時間の合計は、出生時育児休業期間における所定労働時間の合計の半分以上

(3) 出生時育児休業開始予定日又は出生時育児休業終了予定日に就業する場合は、当該日の所定労働時間数に満たない時間

- 4 第1項の申出を変更する場合は出生時育児休業中の就業可能日等変更申出書を、撤回する場合は出生時育児休業中の就業可能日等申出撤回届を、休業開始予定日前日までに提出しなければならない。就業可能日等申出撤回届が提出された場合は、速やかに申出が撤回されたことを通知する。

- 5 第2項で同意した就業日等の全部又は一部撤回する場合は、出生時育児休業中の就業日等撤回届を休業開始予定日前日までに提出しなければならない。出生時育児休業開始後は、次のいずれかに該当する場合に限り、同意した就業日等の全部又は一部を撤回することができる。

(1) 出生時育児休業申出に係る子の親である配偶者が死亡したとき

(2) 配偶者が負傷、疾病または身体上若しくは精神上の障害その他これらに準ずる心身の状況により、出生時育児休業申出に係る子を養育することが困難な状

態になったとき

(3) 婚姻の解消その他の事情により、配偶者が出生時育児休業申出に係る子と同居しないこととなったとき

(4) 出生時育児休業申出に係る子が負傷、疾病または身体上若しくは精神上の障害その他これらに準ずる心身の状況により、2週間以上の期間にわたり世話を必要とする状態になったとき

(介護休業の対象者)

第13条 要介護状態にある家族を介護する職員は、この規程に定めるところにより介護休業をすることができる。ただし、雇用契約期間の定めのある者にあつては、申出時点において、介護休業を開始しようとする日（以下「介護休業開始予定日」という。）から93日経過日から6か月を経過する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでない者に限り、介護休業をすることができる。

2 前項にかかわらず、次の各号に該当する者からの休業の申し出は拒むことができる。

- (1) 継続勤務期間が1年未満の者
- (2) 申出の日から93日以内に雇用関係が終了することが明らかな者
- (3) 週の所定労働日数が2日以下の者

3 この要介護状態にある家族とは、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態にある次の者をいう。

- (1) 配偶者
- (2) 父母
- (3) 子
- (4) 配偶者の父母
- (5) 祖父母、兄弟姉妹又は孫
- (6) 上記以外の家族で理事長が認めた者

(介護休業の申出の手続等)

第14条 介護休業をすることを希望する職員は、原則として介護休業開始予定日の2週間前までに、介護休業申出書を理事長に提出することにより申し出るものとする。なお、介護休業中の期間の定めのある職員が労働契約を更新するにあたり、引き続き休業を希望する場合には、更新された労働契約期間の初日を介護休業開始予定日として、介護休業申出書により再度の申出を行うものとする。

2 申出は、対象家族1人につき3回までとする。ただし、前項の後段の申出をしようとする場合にあっては、この限りでない。

3 理事長は、介護休業申出書を受け取るにあたり、必要最小限度の各種証明書の提出を求めることがある。

(介護休業の申出の撤回等)

第15条 申出者は、介護休業開始予定日の前日までは、介護休業申出撤回届を理事長に提出することにより、介護休業の申出を撤回することができる。

2 同一対象家族について2回連続して介護休業の申出を撤回した者について、当該家族について再度の申出はすることができない。ただし、理事長がこれを適当と認めた場合には、申し出ることができるものとする。

3 介護休業開始予定日の前日までに、申出に係る家族の死亡等により申出者が家族を介護しないこととなった場合には、介護休業の申出はされなかったものとみなす。この場合において、申出者は原則として当該事由が発生した日に、理事長にその旨を通知しなければならない。

(介護休業の期間等)

第16条 介護休業の期間は、対象家族1人につき、原則として、通算93日の範囲内で、介護休業申出書に記載された期間とする。

2 前項にかかわらず理事長は、育児・介護休業法の定めるところにより介護休業開始予定日の指定を行うことができる。

3 職員は、介護休業期間変更申出書により、介護休業を終了しようとする日（以下「介護休業終了予定日」という。）の2週間前までに理事長に申し出ることにより、介護休業終了予定日の繰下げ変更を行うことができる。

この場合において、介護休業開始予定日から変更後の介護休業終了予定日までの期間は通算93日の範囲を超えないことを原則とする。

4 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、介護休業は終了するものとし、当該介護休業の終了日は当該各号に掲げる日とする。

(1) 家族の死亡等介護休業に係る家族を介護しないこととなった場合は、当該事由が発生した日（なお、この場合において当該職員が出勤する日は、事由発生の日から2週間以内であって、理事長と当該職員が話し合いの上決定した日とする。）

(2) 申出者について、産前・産後休業、育児休業、出生時育児休業又は新たな介

護休業が始まった場合は、産前・産後休業、育児休業、出生時育児休業又は新たな介護休業の開始日の前日

- 5 第4項第1号の事由が生じた場合には、申出者は原則として当該事由が生じた日に、その旨を通知しなければならない。

(休業期間中の年次有給休暇)

第17条 職員は、育児・介護休業の申し出を行った後においては、当該申し出に係る育児・介護休業期間中に年次有給休暇を取得することができない。

- 2 年次有給休暇は、基準日において育児・介護休業中の職員に対しても付与する。

- 3 年次有給休暇の権利発生のための要件となる出勤率の算定に当たっては、育児・介護休業期間中は出勤したものとして取り扱う。

(休業期間中の給与等)

第18条 育児・介護休業期間中の給与その他の取り扱いは次のとおりとする。

(1) 給与

ア 育児・介護休業期間中は無給とする。

イ 給与計算期間の途中から休業した場合及び復職した場合は、勤務日数により日割りで算出して支給する。

ウ 定期昇給は、育児・介護休業期間中は行わないものとし、復職後の昇給において休業前の勤務実績を加味し調整する。

(2) 賞与（期末手当及び勤勉手当）

区 分	基準日に育児・介護休業をしている職員	在職(勤務)期間算定における育児・介護休業をした期間の取り扱い
賞与 (期末手当)	基準期間内に勤務した期間等に応じて支給する	2分の1の期間を除算
賞与 (勤勉手当)	基準期間内に勤務した期間等に応じて支給する	全期間を除算

*基準日 6月賞与・・・6月1日 12月賞与・・・12月1日

*基準期間 6月賞与・・・12/2～6/1 12月賞与・・・6/2～12/1

(3) 退職金

退職金の算定に当たっては、育児・介護休業をした期間の2分の1の期間は退職手当の算定の基礎となった在職期間から除算する。

(育児・介護休業期間中の社会保険料)

第19条 育児休業期間中の社会保険料の被保険者負担分については、原則として、健康保険法及び厚生年金法により、被保険者負担分の免除措置の適用を申請する。

介護休業期間中の社会保険の被保険者負担分については、当月分を翌月10日までに本土地改良区へ支払うものとする。

2 第3条第3、4、5、6項の場合も、再度免除措置の適用を申請する。

(職場復帰後の待遇)

第20条 育児・介護休業が終了した場合には、職員は、原則として休業前の職場及び職務に復帰するものとする。ただし、業務の都合上やむを得ない場合には、他の職場または他の職務を命じることがある。

(育児短時間勤務)

第21条 3歳未満の子と同居し養育する職員のうち育児休業中でない者は、第2項の定めに従って申し出ることにより、その子が3歳に達する日までの希望する期間、次のいずれかの方法により、所定労働時間を短縮し、1日の所定労働時間を6時間とする短時間勤務を行うことができる。

- (1) 始業時刻を1時間又は2時間遅らせる。
- (2) 終業時刻を1時間又は2時間早める。
- (3) 始業時間と終業時間を各々1時間短縮する。

2 前項の定めにかかわらず、次のいずれかに該当する職員は育児短時間勤務をすることができない。

- (1) 1日の所定労働時間が6時間以下である者
- (2) 継続勤務期間が1年未満の者
- (3) 週の所定労働日数が2日以下の者

3 申出をしようとする者は、1回につき、1か月以上1年以内の期間について、短縮を開始しようとする日及び短縮を終了しようとする日を明らかにして、原則として、短縮開始予定日の1か月前までに、育児短時間勤務申出書により理事長に申し出なければならない。

4 本制度の適用を受ける間の給与については、基本給及び諸手当について、労務提供のなかった時間分に相当する額を控除して支給する。ただし、通勤手当については控除せずに支給する。

5 賞与については、その算定対象期間に本制度の適用を受ける期間がある場合にお

いては、短縮した時間に対応する賞与は支給しない。

- 6 定期昇給及び退職金の算定に当たっては、本制度の適用を受ける期間は通常の勤務をしているものとみなす。

(介護短時間勤務)

第22条 要介護状態にある家族を介護する職員は、第2項の定めに従って申し出ることにより、当該家族1人当たり利用開始の日から3年の間で2回までの範囲内で、次のいずれかの方法により、所定労働時間を短縮し、1日の所定労働時間を6時間とする短時間勤務を行うことができる。

- (1) 始業時刻を1時間又は2時間遅らせる。
- (2) 終業時刻を1時間又は2時間早める。
- (3) 始業時間と終業時間を各々1時間短縮する。

- 2 前項の定めにかかわらず、次のいずれかに該当する職員は介護短時間勤務をすることができない。

- (1) 1日の所定労働時間が6時間以下である者
- (2) 継続勤務期間が1年未満の者
- (3) 週の所定労働日数が2日以下の者

- 3 申出をしようとする者は、短縮を開始しようとする日及び短縮を終了しようとする日を明らかにして、原則として、短縮開始予定日の2週間前までに、介護短時間勤務申出書により理事長に申し出なければならない。

- 4 本制度の適用を受ける間の給与については、基本給及び諸手当について労務提供のなかった時間分に相当する額を控除して支給する。ただし、通勤手当については控除せずに支給する。

- 5 賞与については、その算定対象期間に本制度の適用を受ける期間がある場合においては、短縮した時間に対応する賞与は支給しない。

- 6 定期昇給及び退職金の算定に当たっては、本制度の適用を受ける期間は通常の勤務をしているものとみなす。

(職員表彰等の在職期間算定)

第23条 職員表彰等の在職期間の算定に当たっては、育児・介護休業をした期間の2分の1の期間は算定の基礎となった在職期間から除算する。

(子の看護休暇)

第24条 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員は、負傷し、又は疾病にかかっ

た当該子の世話をするために、又は当該子に予防接種や健康診断を受けさせるために、当該子が1人の場合は1年間（4月1日から翌年3月31日まで）につき5日、2人以上の場合は10日を限度として、子の看護休暇を取得することができる。

2 前項にかかわらず、次のいずれかに該当する職員からの所定外労働の制限の請求は拒むことができる。

(1) 継続勤務期間が6か月未満の者

(2) 週の所定労働日数が2日以下の者

3 子の看護休暇は、時間単位で始業時刻から連続又は就業時刻まで連続して取得することができる。

4 取得しようとする者は、原則として、子の看護休暇申出書を事前に理事長に申し出るものとする。

5 本制度の適用を受ける間の給与については、有給とする。

(介護休暇)

第25条 要介護状態にある家族の介護その他の世話をする職員は、当該家族が1人の場合は1年間（4月1日から翌年3月31日まで）につき5日、2人以上の場合は10日を限度として、介護休暇を取得することができる。

2 前項にかかわらず、次のいずれかに該当する職員からの所定外労働の制限の請求は拒むことができる。

(1) 継続勤務期間が6か月未満の者

(2) 週の所定労働日数が2日以下の者

3 介護休暇は、時間単位で始業時刻から連続又は就業時刻まで連続して取得することができる。

4 取得しようとする者は、原則として、介護休暇申出書を事前に理事長に申し出るものとする。

5 本制度の適用を受ける間の給与については、有給とする。

(育児・介護のための所定外労働の制限)

第26条 3歳に満たない子を養育する職員が当該子を養育するため、又は要介護状態にある家族を介護する職員が当該家族を介護するために請求した場合には、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、所定労働時間を超えて労働をさせることはない。

2 前項にかかわらず、次のいずれかに該当する職員からの所定外労働の制限の請求は拒むことができる。

- (1) 継続勤務期間が1年未満の者
 - (2) 週の所定労働日数が2日以下の者
- 3 請求をしようとする職員は、1回につき、1か月以上1年以内の期間（以下この条において「制限期間」という。）について、制限を開始しようとする日（以下この条において「制限開始予定日」という。）及び制限を終了しようとする日を明らかにして、原則として、制限開始予定日の1か月前までに、育児・介護のための所定外労働制限請求書を理事長に提出しなければならない。この場合において、制限期間は次条第3項に規定する制限期間と重複しないようにしなければならない。
- 4 理事長は、所定外労働制限請求書を受け取るにあたり、必要最小限度の各種証明書の提出を求めることができる。
- 5 請求の日後に請求に係る子が出生したときは、所定外労働制限請求書を提出した者（以下この条において「請求者」という。）は、出生後2週間以内に、所定外労働制限対象児出生届を提出しなければならない。
- 6 制限開始予定日の前日までに、請求に係る子又は家族の死亡等により請求者が子を養育又は家族を介護しないこととなった場合には、請求されなかったものとみなす。この場合において、請求者は、原則として当該事由が発生した日に、理事長にその旨を通知しなければならない。
- 7 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、制限期間は終了するものとし、当該制限期間の終了日は当該各号に掲げる日とする。
- (1) 子又は家族の死亡等制限に係る子を養育又は家族を介護しないこととなった場合は、当該事由が発生した日
 - (2) 制限に係る子が3歳に達した場合は、当該3歳に達する日
 - (3) 請求者について、産前・産後休業、育児休業、出生時育児休業又は介護休業が始まった場合は、産前・産後休業、育児休業、出生時育児休業又は介護休業の開始日の前日

（育児・介護のための時間外労働の制限）

第27条 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が当該子を養育するため、又は要介護状態にある家族を介護する職員が当該家族を介護するために請求した場合には、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、1か月について24時間、1年について150時間を超えて時間外労働をさせることはない。

2 前項にかかわらず、次のいずれかに該当する職員からの時間外労働の制限の請求

は拒むことができる。

- (1) 継続勤務期間が1年未満の者
- (2) 週の所定労働日数が2日以下の者

3 請求をしようとする職員は、1回につき、1か月以上1年以内の期間（以下この条において「制限期間」という。）について、制限を開始しようとする日（以下この条において「制限開始予定日」という。）及び制限を終了しようとする日を明らかにして、原則として、制限開始予定日の1か月前までに、育児・介護のための時間外労働制限請求書を理事長に提出しなければならない。この場合において、制限期間は前条第3項に規定する免除時間と重複しないようにしなければならない。

4 理事長は、時間外労働制限請求書を受け取るにあたり、必要最小限度の各種証明書の提出を求めることができる。

5 請求の日後に請求に係る子が出生したときは、時間外労働制限請求書を提出した者（以下この条において「請求者」という。）は、出生後2週間以内に、時間外労働制限対象児出生届を提出しなければならない。

6 制限開始予定日の前日までに、請求に係る子又は家族の死亡等により請求者が子を養育又は家族を介護しないこととなった場合には、請求されなかったものとみなす。この場合において、請求者は、原則として当該事由が発生した日に、理事長にその旨を通知しなければならない。

7 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、制限期間は終了するものとし、当該制限期間の終了日は当該各号に掲げる日とする。

- (1) 子又は家族の死亡等制限に係る子を養育又は家族を介護しないこととなった場合は、当該事由が発生した日
- (2) 制限に係る子が小学校就学の始期に達した場合は、子が6歳に達する日の属する年度の3月31日
- (3) 請求者について、産前・産後休業、育児休業、出生時育児休業又は介護休業が始まった場合は、産前・産後休業、育児休業、出生時育児休業又は介護休業の開始日の前日

（育児・介護のための深夜業の制限）

第28条 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、当該子を養育するため、又は要介護状態にある家族を介護する職員が当該家族を介護するために請求した場合に、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、午後10時から午前5時までの間

(以下「深夜」という。)に労働をさせることはない。

2 前項にかかわらず、次のいずれかに該当する職員からの深夜業の制限の請求は拒むことができる。

(1) 継続勤務期間が1年未満の者

(2) 請求に係る子又は家族の16歳以上の同居の家族が次のいずれにも該当する職員

ア 深夜において就業していない者(1か月について深夜における就業が3日以下の者を含む。)であること。

イ 心身の状況が請求に係る子の保育又は家族の介護をすることができる者であること

ウ 6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産予定でなく、かつ産後8週間以内でない者であること。

(3) 週の所定労働日数が2日以下の者

3 請求をしようとする者は、1回につき、1か月以上6か月以内の期間(以下この条において「制限期間」という。)について、制限を開始しようとする日(以下この条において「制限開始予定日」という。)及び制限を終了しようとする日を明らかにして、原則として、制限開始予定日の1か月前までに、育児・介護のための深夜業制限請求書を理事長に提出しなければならない。

4 理事長は、深夜業制限請求書を受け取るにあたり、必要最小限度の各種証明書の提出を求めることができる。

5 請求の日後に請求に係る子が出生したときは、深夜業制限請求書を提出した者(以下この条において「請求者」という。)は、出生後2週間以内に、深夜業制限対象児出生届を提出しなければならない。

6 制限開始予定日の前日までに、請求に係る子又は家族の死亡等により請求者が子を養育又は家族を介護しないこととなった場合には、請求されなかったものとみなす。この場合において、請求者は、原則として当該事由が発生した日に、理事長にその旨を通知しなければならない。

7 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、制限期間は終了するものとし、当該制限期間の終了日は当該各号に掲げる日とする。

(1) 子又は家族の死亡等制限に係る子を養育又は家族を介護しないこととなった場合は、当該事由が発生した日

(2) 制限に係る子が小学校就学の始期に達した場合は、子が6歳に達する日の属する年度の3月31日

(3) 請求者について、産前・産後休業、育児休業、出生時育児休業又は介護休業が始まった場合は、産前・産後休業、育児休業、出生時育児休業又は介護休業の開始日の前日

(ハラスメントの禁止)

第29条 すべての職員は、この規程の申出・利用に関して、当該申出・利用する職員の就業環境を害する言動を行ってはならない。

(委任)

第30条 本規程に定めのないものについては、法令の定めるところによる。

(附 則)

この規程は、令和7年2月18日より施行する。

様式1

(出生時) 育児休業申出書

海部土地改良区理事長 殿

[申出日] 年 月 日

[申出者] 所属
氏名

私は、育児・介護休業に関する規程（第 条及び第 条）に基づき、下記のとおり（出生時）育児休業の申出をします。

記

1 休業に係る子の 状況	(1) 氏名	
	(2) 生年月日	
	(3) 本人との続柄	
	(4) 養子の場合、縁組成立の年月日	年 月 日
	(5) (1)の子が、特別養子縁組の監護期間中の子・養子縁組里親に委託されている子・養育里親として委託された子の場合、その手続きが完了した年月日	年 月 日
2 1の子が生まれていない場合の出産予定者の状況	(1) 氏名 (2) 出産予定日 (3) 本人との続柄	
3 出生時育児休業	年 月 日から 年 月 日まで (職場復帰予定日 年 月 日)	
3-1 休業の期間	※出生時育児休業を2回に分割取得する場合は、1回目と2回目を一括で申し出ること 年 月 日から 年 月 日まで (職場復帰予定日 年 月 日)	
3-2 申出に係る 状況	(1) 休業開始予定日の1か月前に申し出て	いる・いない→申出が遅れた理由 []
	(2) 1の子について出生時育児休業をしたことが(休業予定含む)	ない・ある (回)
	(3) 1の子について出生時育児休業の申出を撤回したことが	ない・ある (回) →2回ある場合又は1回あるかつ上記(2)が2回ある場合、再度申出の理由 []
4 1歳までの育児休業	年 月 日から 年 月 日まで (職場復帰予定日 年 月 日)	
4-1 休業の期間	年 月 日から 年 月 日まで (職場復帰予定日 年 月 日)	

	※1回目と2回目を一括で申し出る場合に記載（2回目を後日申し出ることも可能）	
	年 月 日から 年 月 日まで （職場復帰予定日 年 月 日）	
4-2 申出に係る状況	(1) 休業開始予定日の1か月前に申し出て	いる・いない→申出が遅れた理由 〔 〕
	(2) 1の子について育児休業をしたことが（休業予定含む）	ない・ある（ 回） →ある場合 休業期間： 年 月 日から 年 月 日まで →2回ある場合、再度休業の理由 〔 〕
	(3) 1の子について育児休業の申出を撤回したことが	ない・ある（ 回） →2回ある場合又は1回あるかつ上記（2）がある場合、再度申出の理由 〔 〕
	(4) 配偶者も育児休業をしており、規則第 条第 項に基づき1歳を超えて休業しようとする場合	配偶者の休業開始（予定）日 年 月 日
5 1歳を超える育児休業		
5-1 休業の期間	年 月 日から 年 月 日まで （職場復帰予定日 年 月 日）	
5-2 申出に係る状況	(1) 休業開始予定日の2週間前に申し出て	いる・いない→申出が遅れた理由 〔 〕
	(2) 1の子について1歳を超える育児休業をしたことが（休業予定含む）	ない・ある→再度休業の理由 〔 〕 休業期間： 年 月 日から 年 月 日まで
	(3) 1の子について1歳を超える育児休業の申出を撤回したことが	ない・ある→再度申出の理由 〔 〕
	(4) 休業が必要な理由	
	(5) 1歳を超えての育児休業の申出の場合で申出者が育児休業中でない場合	配偶者が休業 している・していない 配偶者の休業（予定）日 〔 年 月 日から 年 月 日まで 〕

（注）上記3、4の休業は原則各2回まで、5の1歳6か月まで及び2歳までの休業は原則各1回です。申出の撤回1回（一の休業期間）につき、1回休業したものとみなします。

（注）育児休業開始日 女性：出産日後（出産日は含まない。）8週間の産後休業終了後から取得可能
男性：出産日以後取得可能

様式2

〔（出生時）育児休業・育児のための所定外労働制限・育児のための
時間外労働制限・育児のための深夜業制限〕対象児出生届

海部土地改良区理事長 殿

〔申出日〕 年 月 日

〔申出者〕 所属

氏名

私は、 年 月 日に行った〔（出生時）育児休業の申出・所定外労働制限の請求・時間外労働制限の請求・深夜業制限の請求〕において出生していなかった〔（出生時）育児休業・所定外労働制限・時間外労働制限・深夜業制限〕に係る子が出生しましたので、下記のとおり届け出ます。

記

1 出生した子の氏名

2 出生の年月日

様式3

(出生時) 育児休業期間変更申出書

海部土地改良区理事長 殿

[申出日] 年 月 日

[申出者] 所属
氏名

私は、育児・介護休業に関する規程（第 条、第 条及び第 条）に基づき、 年 月 日
に行った（出生時）育児休業の申出における休業期間を下記のとおり変更します。

記

1 当初の申出における休業期間	年 月 日から 年 月 日まで
2 当初の申出に対する会社の対応	休業開始予定日の指定 ・ 有 → 指定後の休業開始予定日 年 月 日 ・ 無
3 変更の内容	(1) 休業〔開始・終了〕予定日の変更 (2) 変更後の休業〔開始・終了〕予定日 年 月 日
4 変更の理由 (休業開始予定日の変更の場合のみ)	

(注) 1歳6か月まで及び2歳までの育児休業及び介護休業に関しては休業開始予定日の変更はできません。

様式4

(出生時) 育児休業申出撤回届

海部土地改良区理事長 殿

[申出日] 年 月 日

[申出者] 所属
氏名

私は、育児・介護休業に関する規程（第 条、第 条及び第 条）に基づき、 年 月 日
に行った（出生時）育児休業の申出を撤回します。

※同日に複数期間申出している場合は、撤回する休業期間を記載すること。

出生時育児休業中の就業可能日等申出・変更申出書

海部土地改良区理事長 殿

[申出日] 年 月 日
[申出者] 所属
 氏名

私は、育児・介護休業に関する規程（第 条）に基づき、下記のとおり出生時育児休業中の就業可能日等の〔申出・変更申出〕をします。

記

1. 出生時育児休業取得予定日

年 月 日（ 曜日）から 年 月 日（ 曜日）まで

2. 就業可能日等（変更申出の場合は当初申出から変更がない期間も含めて全て記載）

日付	時間	備考 (テレワーク等の希望)
年 月 日（ 曜日）	時 分～ 時 分	
年 月 日（ 曜日）	時 分～ 時 分	

（注 1）申出後に変更が生じた場合は、休業開始予定日の前日までの間にすみやかに変更申出書を提出してください。

（注 2）休業開始予定日の前日までに、就業可能日等の範囲内で就業日時等を提示します。提示する就業日がない場合もその旨通知します。

様式6

出生時育児休業中の就業日等の提示について

殿

年 月 日
海部土地改良区理事長

あなたから 年 月 日に出生時育児休業中の就業可能日等の〔申出・変更申出・撤回〕がありました。育児休業等に関する規則（第 条）に基づき、就業日時等を提示いたします。

記

☐ 以下の就業日を提示します。回答は 月 日までに 課へご提出ください。

① 年 月 日（曜日） 時 分～ 時 分（休憩時間 時 分～ 時 分）

② 年 月 日（曜日） 時 分～ 時 分（休憩時間 時 分～ 時 分）

※就業場所、業務内容等特記事項があれば記載

☐ 提示する就業日はありません。全日休業となります。

☐ 就業可能日等申出・変更申出は撤回されました。全日休業となります。

様式 7

出生時育児休業中の就業日等の〔同意・不同意〕書

海部土地改良区理事長 殿

[申出日] 年 月 日

[申出者] 所属
氏名

私は、育児・介護休業に関する規程（第 条）に基づき、 年 月 日に提示された出生時
育児休業中の就業日等について、下記のとおり回答します。

記

- ☐ 提示された就業日等に全て同意します。
- ☐ 提示された就業日等に全て同意しません。
- ☐ 提示された就業日等のうち、以下の内容に同意します。

〔

〕

様式 8

出生時育児休業中の就業可能日等申出撤回届

海部土地改良区理事長 殿

[申出日] 年 月 日

[申出者] 所属
氏名

私は、育児・介護休業に関する規程（第 条）に基づき、 年 月 日に行った出生時育児
休業中就業可能日等〔申出・変更申出〕を撤回します。

様式9

出生時育児休業中の就業日等撤回届

海部土地改良区理事長 殿

[申出日] 年 月 日

[申出者] 所属
氏名

私は、育児・介護休業に関する規程（第 条）に基づき、 年 月 日に同意した出生時育児休業中の就業日等について、〔全部・一部〕撤回します。

撤回する就業日等を記載

〔 年 月 日（曜日） 時 分～ 時 分
年 月 日（曜日） 時 分～ 時 分 〕

休業開始日以降の撤回の場合は、撤回理由を記載（開始日前の場合は記載不要）

〔 〕

介護休業申出書

海部土地改良区理事長 殿

[申出日] 年 月 日

[申出者] 所属
氏名

私は、育児・介護休業に関する規程（第 条）に基づき、下記のとおり介護休業の申出をします。

記

1 休業に係る家族の状況	(1) 氏名	
	(2) 生年月日	
	(3) 本人との続柄	
2 休業の期間	年 月 日から 年 月 日	
	※ 時 分から 時 分まで	
3 申出に係る状況	(1) 休業開始予定日の2週間前に申し出て	いる・いない → 申出が遅れた理由 []
	(2) 1の家族について介護休業の申出をしたことが	ない・ある（回） →ある場合 休業期間： 年 月 日から 年 月 日まで →2回ある場合、再度休業の理由 []
	(3) 1の家族について介護休業の申出を撤回したことが	ない・ある（回） 再度申出の理由 []

(注) 上記3の休業は対象家族1人につき3回まで

様式 1 1

介護休業申出撤回届

海部土地改良区理事長 殿

[申出日] 年 月 日

[申出者] 所属
氏名

私は、育児・介護休業に関する規程（第 条、第 条及び第 条）に基づき、 年 月 日
に行った介護休業の申出を撤回します。

※同日に複数期間申出している場合は、撤回する休業期間を記載すること。

介護休業期間変更申出書

海部土地改良区理事長 殿

[申出日] 年 月 日

[申出者] 所属
氏名

私は、育児・介護休業に関する規程（第 条、第 条及び第 条）に基づき、 年 月 日
に行った介護休業の申出における休業期間を下記のとおり変更します。

記

1 当初の申出における休業期間	年 月 日から 年 月 日まで
2 当初の申出に対する会社の対応	休業開始予定日の指定 ・ 有 → 指定後の休業開始予定日 年 月 日 ・ 無
3 変更の内容	(1) 休業〔開始・終了〕予定日の変更 (2) 変更後の休業〔開始・終了〕予定日 年 月 日
4 変更の理由 (休業開始予定日の変更の場合のみ)	

(注) 1歳6か月まで及び2歳までの育児休業及び介護休業に関しては休業開始予定日の変更はできません。

育児短時間勤務申出書

海部土地改良区理事長 殿

[申出日] 年 月 日

[申出者] 所属
氏名

私は、育児・介護休業に関する規程（第 条）に基づき、下記のとおり育児短時間勤務の申出をします。

記

1 短時間勤務に係る子の状況	(1) 氏名	
	(2) 生年月日	
	(3) 本人との続柄	
	(4) 養子の場合、縁組成立の年月日	
	(5) (1)の子が、特別養子縁組の監護期間中の子・養子縁組里親に委託されている子・養育里親として委託された子の場合、その手続きが完了した年月日	
2 1の子が生まれていない場合の出産予定者の状況	(1) 氏名 (2) 出産予定日 (3) 本人との続柄	
3 短時間勤務の期間	年 月 日から 年 月 日	
	※ 時 分から 時 分まで	
4 申出に係る状況	(1) 短時間勤務開始予定日の1か月前に申し出て	いる・いない → 申出が遅れた理由 []
	(2) 1の子について短時間勤務の申出を撤回したことが	ない・ある 再度申出の理由 []

(注) 3-※欄は、労働者が個々に労働する時間を申し出ることを認める制度である場合には、必要となります。

介護短時間勤務申出書

海部土地改良区理事長 殿

[申出日] 年 月 日

[申出者] 所属
氏名

私は、育児・介護休業に関する規程（第 条）に基づき、下記のとおり介護短時間勤務の申出をします。

記

1 短時間勤務に係る家族の状況	(1) 氏名	
	(2) 生年月日	
	(3) 本人との続柄	
2 短時間勤務の期間	年 月 日から 年 月 日	
	※ 時 分から 時 分まで	
3 申出に係る状況	(1) 短時間勤務開始予定日の2週間前に申し出て	いる・いない → 申出が遅れた理由 []
	(2) 1の家族について短時間勤務の申出を撤回したことが	ない・ある 再度申出の理由 []

(注) 3-※欄は、労働者が個々に労働する時間を申し出ることを認める制度である場合には、必要となります。

育児・介護のための所定外労働制限請求書

海部土地改良区理事長 殿

[請求日] 年 月 日

[請求者] 所属

氏名

私は、育児・介護休業に関する規程（第 条）に基づき、下記のとおり[育児・介護]のための所定外労働の制限を請求します。

記

1 請求に係る家族の状況	(1) 氏名	
	(2) 生年月日	
	(3) 本人との続柄	
	(4) 養子の場合、縁組成立の年月日	
	(5) (1)の子が、特別養子縁組の監護期間中の子・養子縁組里親に委託されている子・養育里親として委託された子の場合、その手続きが完了した年月日	
2 育児の場合、1の子が生まれていない場合の出産予定者の状況	(1) 氏名 (2) 出産予定日 (3) 本人との続柄	
3 免除の期間	年 月 日から 年 月 日まで	
4 請求に係る状況	免除開始予定日の1か月前に請求をしている・いない → 請求が遅れた理由 []	

育児・介護のための時間外労働制限請求書

海部土地改良区理事長 殿

[請求日] 年 月 日

[請求者] 所属
氏名

私は、育児・介護休業に関する規程（第 条）に基づき、下記のとおり[育児・介護]のための時間外労働の制限を請求します。

記

1 請求に係る家族の状況	(1) 氏名	
	(2) 生年月日	
	(3) 本人との続柄	
	(4) 養子の場合、縁組成立の年月日	
	(5) (1) の子が、特別養子縁組の監護期間中の子・養子縁組里親に委託されている子・養育里親として委託された子の場合、その手続きが完了した年月日	
2 育児の場合、1 の子が生まれていない場合の出産予定者の状況	(1) 氏名 (2) 出産予定日 (3) 本人との続柄	
3 制限の期間	年 月 日から 年 月 日まで	
4 請求に係る状況	制限開始予定日の 1 か月前に請求をしている・いない → 請求が遅れた理由 []	

育児・介護のための深夜業制限請求書

海部土地改良区理事長 殿

〔請求日〕 年 月 日

〔請求者〕 所属
氏名

私は、育児・介護休業に関する規程（第 条）に基づき、下記のとおり〔育児・介護〕のための深夜業の制限を請求します。

記

1 請求に係る家族の状況	(1) 氏名	
	(2) 生年月日	
	(3) 本人との続柄	
	(4) 養子の場合、縁組成立の年月日	
	(5) (1) の子が、特別養子縁組の監護期間中の子・養子縁組里親に委託されている子・養育里親として委託された子の場合、その手続きが完了した年月日	
2 育児の場合、1 の子が生まれていない場合の出産予定者の状況	(1) 氏名 (2) 出産予定日 (3) 本人との続柄	
3 制限の期間	年 月 日から 年 月 日まで	
4 請求に係る状況	(1) 制限開始予定日の 1 か月前に請求をしている・いない → 請求が遅れた理由 [] (2) 常態として 1 の子を保育できる 16 歳以上の同居の親族がいる・いない	

子の看護休暇申出書

海部土地改良区理事長 殿

〔申出日〕 年 月 日

〔申出者〕 所属
氏名

下記により看護休暇を取得したいので、申請します。

記

1 休暇申出に係る子について

氏 名

生年月日 年 月 日

申出をする職員との続柄

2 休暇日 年 月 日より
年 月 日まで

3 申出理由

（注 1）当日、電話などで申し出た場合は、出勤後すみやかに提出してください。

2 については、複数の日を一括して申し出る場合には、申し出る日をすべて記入してください。

（注 2）子の看護休暇の場合、取得できる日数は、小学校就学前の子が 1 人の場合は年 5 日、2 人以上の場合は年 10 日となります。時間単位で取得できます。

介護休暇申出書

海部土地改良区理事長 殿

[申出日] 年 月 日

[申出者] 所属
氏名

下記により介護休暇を取得したいので、申請します。

記

1 休暇申出に係る家族について

氏 名

生年月日 年 月 日

申出をする職員との続柄

2 休暇日

年 月 日より
年 月 日まで

3 申出理由

(注1) 当日、電話などで申し出た場合は、出勤後すみやかに提出してください。

2については、複数の日を一括して申し出る場合には、申し出る日をすべて記入してください。

(注2) 介護休暇の場合、取得できる日数は、1人の場合は年5日、2人以上の場合は年10日となります。時間単位で取得できます。

職員の服務に関する規程の一部改正について

記

職員の服務に関する規程		変	更	後	現	行
(特別休暇) 第 1 4 条	「 略 」				(特別休暇) 第 1 4 条	事務局長は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、特別休暇を与えることができる。 (1) 出産休暇 職員が出産する場合。 期間は、出産予定日前 8 週間目に当たる日（多胎妊娠の場合は 1 4 週目に当たる日）から出産の日後 8 週間を経過する日まで。 取得単位は、1 日。 (2) 育児参加休暇 妻が出産する場合で、出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育するとき。 期間は、5 日以内。 取得単位は、1 日又は 1 時間。 (3) 生理休暇 女性である職員が生理のため勤務が著しく困難である場合又は生理に有害な業務に従事するときに休暇を請求した場合。 期間は、1 回につき 3 日以内。 取得単位は、1 日。

変 更 後	現 行
(4) 「 略 」 (5) 「 略 」 (6) 「 略 」 (7) その他の休暇 家族休暇、子の看護休暇、介護休暇等。 (育児・介護休業) 第14条の2 <u>1歳未満の子を養育する職員が請求したときは、別に定める育児・介護休業に関する規程により育児休業を与えることができる。</u> <u>2 要介護状態にある家族を介護する必要がある職員が請求したときは、別に定める育児・介護休業に関する規程により介護休業を与えることができる。</u> (休 職) 第16条 「 略 」 (1) 「 略 」 (2) 「 略 」 (3) 「 削除 」 (3) 「 略 」	(4) 親族の死亡による特別休暇（忌引休暇） 職員の服務に関する規程別表第2に掲げる職員の親族が死亡した場合。 期間は、親族の区分により1日～7日以内の期間（別表第2を参照） 取得単位は、1日。 (5) 配偶者、父母又は子の祭日休暇 配偶者、父母又は子の祭日の場合。 期間は、1日。 取得単位は、1日。 (6) 結婚休暇 結婚する場合。 期間は、5日以内。 取得単位は、1日。 (7) その他の休暇 家族休暇、家族看護休暇、子の看護休暇、<u>短期介護休暇、ボランティア休暇、介護休暇等。</u> 「 新設 」 (休 職) 第16条 職員が次の各号の一に該当する場合においては、その意に反して休職にすることができ。 (1) 心身の故障のため長期の休暇を要する場合 (2) 刑事事件に関し起訴された場合 (3) <u>当該職員の1歳に満たない子を養育する場合</u> (4) その他理事・社長が特に必要と認めた場合

変 更 後		現 行
2 「 略 」		2 前項第1号に該当する場合における休職の期間は、1年をこえない範囲において休職を要する程度に応じて個々の場合について理事長が定める。
3 「 略 」		3 第1項第2号に該当する場合における休職の期間は、当該刑事事件が裁判所に係属する間とする。
4 「 削除 」		4 <u>第1項第3号に該当する場合における休職の期間は、当該子が1歳に達する日</u> <u>までとする。</u>
4 第1項第3号に該当する場合における休職の期間は、理事長が定める。		5 第1項第4号に該当する場合における休職の期間は、理事長が定める。
5 「 略 」		6 休職者は、職員としての身分を保有するが職務に従事しない。
6 「 略 」		7 休職の期間を経過したときは退職とする。

附則 1 この変更規程は、令和7年2月18日から施行する。

給与に関する規程の一部改正について

記

給与に関する規程		変	更	後	現	行
(休職者の給与)					(休職者の給与)	
第10条	「略」				第10条 職員が公務上負傷し、又は疾病にかかり休職にされたときは、その休職の期間中、労働者災害補償保険法又は法令により支給された休業補償給付額を給与から減額した額を支給する。	
2	「略」				2 職員が職員の服務に関する規程第16条第1項第1号に掲げる理由により休職にされたときは、その休職期間が満1年に達するまでは、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当のそれぞれ100分の50を支給する。	
3	「略」				3 職員が職員の服務に関する規程第16条第1項第2号に掲げる理由により休職にされたときは、その休職の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。	
4	「削除」				4 <u>職員が職員の服務に関する規程第16条第1項第3号に掲げる理由により休職にされたときは、その休職の期間中は、無給とする。</u>	
4					5 職員が職員の服務に関する規程第16条第1項第4号に掲げる理由により休職にされたときは、その休職の期間中の給与額については、 <u>理事長が定める。</u>	

附則 1 この変更規程は、令和7年2月18日から施行する。

請負工事入札（見積）執行調書の承認について

請負工事入札(見積)執行調書

No.1 (令和6年8月1日～令和7年1月31日)

整理 番号	契約 種別	工事名	地区 名	工事場所	通知 日	開 札 日	予定価格		落 札 額	請 負 率	請 負 金 額	契 約 日	工 期 (始)	工 期 (終)	入 札 回 数	指 名 (参 加) 家 数	(株)加藤組		磐和重機工業株		吉田工機(株)		豊耕機(株)		(株)守谷商会		(株)千代田組	
							(税込)	入札書 比較価 格 (税抜)									入札価格	順位	入札価格	順位	入札価格	順位	入札価格	順位	入札価格	順位	入札価格	順位
1	随意 契約	管水路補修工事	海部	愛西市諸桑町 地内始末6ヶ所	—	—	1,387,100	1,281,000	—	—	1,316,700	R6.8.30	R6.6.11	R6.8.30	—	緊急 工事	1,197,000	1										
2	随意 契約	車後排水機昂 制調整修繕工事	東條	愛西市東條町 井行9	—	—	666,600	606,000	—	—	385,000	R6.10.22	R6.8.22	R6.10.22	—	緊急 工事			350,000	1								
契約金額																	1,316,700		385,000		0		0		0		0	
請負件数																	1件		1件		0件		0件		0件		0件	
請負率																	94.92%		57.76%		0.00%		0.00%		0.00%		0.00%	

参事の選任について

令和7年度配水計画について

別添資料のとおり

現金及び預金残高と現金預金出納帳の残高との照合結果について

令和6年 残高照合確認簿

報告第2号

会計細則第31条第3項の規定に基づき、会計主任は現金及び預金残高と現金預金出納帳の残高とを照合し、その結果について会計担当理事の確認を受けたので、同条第4項の規定に基づき署名する。

令和6年	確認日	会計担当理事(署名)	会計主任(署名)	備考
1月分	令和6年2月26日	日比野 郁郎	松川 大輔	
2月分	令和6年3月27日	日比野 郁郎	松川 大輔	
3月分	令和6年4月24日	日比野 郁郎	松川 大輔	
4月分	令和6年5月27日	日比野 郁郎	松川 大輔	
5月分	令和6年6月26日	日比野 郁郎	松川 大輔	
6月分	令和6年7月29日	日比野 郁郎	松川 大輔	
7月分	令和6年8月27日	日比野 郁郎	松川 大輔	
8月分	令和6年9月26日	日比野 郁郎	松川 大輔	
9月分	令和6年10月29日	日比野 郁郎	松川 大輔	
10月分	令和6年11月27日	日比野 郁郎	松川 大輔	
11月分	令和6年12月23日	日比野 郁郎	松川 大輔	
12月分	令和7年1月27日	日比野 郁郎	松川 大輔	